

佐野市告示第91号

佐野市温室効果ガス排出量可視化システム導入支援補助金交付要綱を次のように定めます。

令和7年3月31日

佐野市長 金子 裕

佐野市温室効果ガス排出量可視化システム導入支援補助金交付要綱 (趣旨)

第1条 本市における市内事業者の脱炭素化の促進を図るため、温室効果ガス排出量可視化システムを導入する事業者等に対して市が予算の範囲内で交付する温室効果ガス排出量可視化システム導入支援補助金（以下「補助金」という。）については、佐野市補助金等交付規則（平成17年佐野市規則第60号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 市の区域内において事業所等を有する法人又は個人事業者（事業を行う個人をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) 事業所等 事業所、事務所、店舗、工場その他の事業の用に供する建築物をいう。
- (3) 温室効果ガス排出量可視化システム 環境省及び経済産業省が定めるサプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドラインに適合した算定方法で温室効果ガス排出量等を可視化するシステムをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、温室効果ガス排出量可視化システムを導入する事業者等とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 佐野市税条例（平成17年佐野市条例第63号）、佐野市都市計画税条例（平成17年佐野市条例第64号）又は佐野市国民健康保険税条例（平成17年佐野市条例第65号）の規定により課された市税を滞納している者

(2) 佐野市暴力団排除条例（平成23年佐野市条例第16号）第2条第1項に規定する暴力団又は同条第5項に規定する暴力団員等である者
2 前項の規定にかかわらず、事業者等が次に掲げる事業を行う場合は、補助金の交付の対象としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく営業の許可又は届出を要する事業

(2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業

(4) 前3号に掲げるもののほか、公序良俗に反すると認められる事業
（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、温室効果ガス排出量可視化システムの導入に要する費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、30万円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、温室効果ガス排出量可視化システム導入支援補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書

(2) 温室効果ガス排出量可視化システムに係る契約書等の写し

(3) 補助対象経費が分かる書類の写し

(4) 温室効果ガス排出量可視化システムに係る領収書等の写し

(5) 登記事項証明書、開業等の届出書又は事業者等の身分を証する書類の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による申請は、一の事業所等につき1回までとする。

（交付の決定）

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査し、補助金を交付することと決定したときは温室効果ガス排出量可視化システム導入支援補助金交付決定通知書により、補助金を交付しないことと決定したときは温室効果ガス排出量可視化システム導入支援補助金交付申請棄却通知書により申請者に通知する。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに、当該決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）の指定する金融機関の口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により第7条の規定による補助金の交付の決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、期限を定めて、当該補助金を返還させるものとする。

(市への協力)

第11条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて、補助金に係る事業に関するデータの提供その他市が進める気候変動対策に関する取組等について協力を求めることができる。

2 前項の規定により協力を求められた者は、やむを得ない場合を除き、協力するよう努めるものとする。

(書類の様式)

第12条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。